

土浦税務署納税協力団体連合会・土浦税務署

事業者の皆さまへ

消費税および地方消費税の納税は期限内に！

消費税および地方消費税率が、平成26年4月1日から8%となりました。

期限内納付のために **計画的な納税資金の積み立てを！**

いざ納付というときに資金不足とならないように、計画的に納税資金の積み立てをするなど、事前の準備をお願いします。

☎ 土浦税務署(☎822-1100 自動音声案内「2」番)



個人事業者の方は 振替納税

振替納税とは、事前に税務署に届け出を行うことで、金融機関や税務署に出向かなくても、届け出をした預貯金口座から自動的に引き落とされる便利な納付手段です。

詳しくは、国税庁ホームページ
(www.nta.go.jp)をご覧ください。



便利な納付手段

ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届け出をしておくことで、e-Taxを利用して電子申告などの送信をした後に、簡単な操作で、届け出をした預貯金口座からの振り替えにより、即時または指定した期日に納付することができる、便利な納付手段です。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

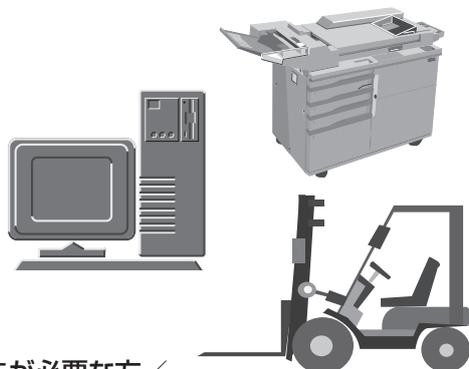
償却資産とは、個人または法人で工場や商店を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など(土地・家屋を除く)のことです。平成27年1月1日現在で償却資産を所有している方は、2月2日(月)までに申告してください。なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

☎ 課税課(☎826-1111 内線2260、2337)

◆償却資産の対象となるもの(業種別の例)

共通	パソコン、コピー機、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備、太陽光発電設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日よけなど
医(歯科)業 獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
農業	農業用機械類

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。



申告が必要な方／

- 平成27年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- 平成27年1月1日現在、市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

申告期限／2月2日(月)

申告方法／平成26年度に申告している方は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。ただし、平成26年度に電算申告をした方、事業を始めた方、新たに申告する方は、1月1日現在所有している償却資産すべてを申告してください。

昨年申告のあった方には申告用紙を郵送していますが、新たに申告する方や、申告用紙が届かない方は、ご連絡ください。